

結果（途中・終了）

平成27年2月1日時点

担当課（健康増進課）

2 市民参加の手續 実施結果について

通称	歯と口腔の健康づくりに関する条例の策定	市が考える市民等への影響	<メリット> ・歯科保健サービスを拡充することで、市民は歯科保健サービスを受けられる機会が増える。 ・歯科の疾患は全身疾患（肺炎、糖尿病等）と関係があると言われていたことから、歯科疾患の予防及び早期治療、適切な口腔ケアによって全身の健康が保持される。 ・健康都市宣言を後押しすることにより、市民の健康への意識が高まる。 <デメリット> ・特に無し。
名称	流山市歯と口腔の健康づくり推進条例(案)の制定について		
概要	市民の歯と口腔の健康づくりを推進することによって、生涯にわたり、元気にすごせるようにすることを目的とした条例を制定する。		
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	・パブリックコメントにおいて、流山市歯科医師会の協力により各歯科診療所にポスターを掲示して頂いたことで歯科保健に関心の深い方より多くの意見を頂くことができた。 ・審議会では専門家の意見を踏まえて素案を修正したことで、よりよい条例の制定につながったと評価できる。		

(1) 市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	(1)目的 審議会等…様々な分野の代表者から意見を聴取するため パブリックコメント…幅広い年代から意見を聴取するため (2)理由 ア 実施方法 パブリックコメント: 条例制定による市民への影響は広範囲にわたるものであり、多くの市民(特に小さいお子さんをもつ保護者、障がい者や寝たきりの方を抱える家族の方など幅広く)の意見を聴取するため。 審議会: この条例は歯の健康づくりを推進するため医療関係者が関わる内容となっている。歯科医師以外にも医師及び福祉関係者から歯科に対する専門的な意見を聴取したいため。 イ 実施時期 平成26年7月1日に施行予定のため(6月議会に上程)
--------------------------------	---

市民参加の手法	開催告知日	募集期間	受付方法	開催日等	人数等	人数構成内訳	結果の公表	意見の反映	工夫したこと	その他特記事項
福祉施策審議会	H26年1月15日			<諮問> H26年1月27日 <答申> H26年2月10日	委員数 18人	<審議会委員の構成> ・福祉サービスの提供を受ける者を代表する方 2名 ・ボランティア団体を代表する方 1名、 ・社会福祉法人の役員又は職員 2名、 ・民生委員(児童委員) 1名、 ・医師会を代表する方 1名、 ・歯科医師会を代表する方 1名、 ・学識経験を有する方 1名、 ・関係行政機関の職員 2名、 ・市民等 7名		意見を反映した(案を修正した) 案を修正しなかった その他	特に無し	
パブリックコメント	<HP> H26年3月1日～ <広報紙> H26年3月1日号 <出張所・公民館> H26年3月3日～4月2日	<意見募集期間> H26年3月3日～ H26年4月2日	ファクシミリ 郵送 電子メール 書面の持参		意見数 5名		HP H26年5月27日以降掲載予定	意見を反映した(案を修正した) 案を修正しなかった その他	・地域歯科保健に大きく関わるため流山市歯科医師会の先生方へ周知した。 ・意見募集期間をアピールするポスターを保健センター内、休日診療所内、流山市歯科医師会会員の医療機関53か所に掲示した。	

(2)実施された市民参加の流れ

.....> * 継続的なもの

市民参加の手法	平成25年度												平成26年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
福祉施策審議会											1/27諮問	2/10答申												
パブリックコメント																								

1/27諮問

2/10答申

素案修正

議会説明

議会説明

パブリックコメント実施

パブリックコメントの結果公表

(3/3~4/2)

資料等公表